

上水道加入の手引き

茨城県銚田市塔ヶ崎 790 番地 2

銚田市上下水道部水道課

☎ 0 2 9 1 (3 2) 4 3 3 3

水道加入から水道使用開始までの流れ

①水道工事依頼<指定工事店へ><<加入者⇒工事店>>

※給水工事については、市指定の給水装置工事事業者へ加入者が直接依頼することになります。



②加入申込み（指定工事店から）

※指定工事店から水道課に申請するにあたり、必要書類に署名・印鑑等が必要になります。

※水道加入金は、区域・口径によって金額が異なります。

【加入申込書・加入金・検査手数料等】



③加入申請書類を水道課へ提出<<工事店⇒水道課>>

※検査手数料（道路占用を含む場合）5,000円

または（道路占用が必要ない場合）3,000円



④給水装置工事<<工事店>>

※加入金納入後、水道メーター出庫します。

「メーター出庫した日から料金発生となります。」



⑤工事完了<<竣工検査：水道課、工事店>>

引き渡しまでに、竣工検査を受けていただく必要があります。



⑥給水開始

【検査内容】

水道課：水質検査（残塩・pH測定、目視検査：色濁、臭気確認）

工事店：常圧及び水圧検査（2分間）新規：7.5KPa、既設管：5KPa

水道メーターの検針は、2ヶ月に1回の隔月検針（奇数月）を行ないます。水道メーターを定期的に確認することで*節水や漏水等の予防対策になりますので、定期的にチェックをおすすめします。

また、水道の配管工事や漏水した場合は、銚田市指定給水装置工事事業者に連絡して改造・修繕工事をする必要があります。（お客様が工事店に連絡し、工事店が水道課へ申請が来ます。）

※銚田市指定給水装置工事事業者は、銚田市ホームページ「暮らし」⇒「水道」⇒「銚田市指定給水装置工事事業者」 お客様から直接工事店に依頼していただきます。【工事費用は自己負担】

*水道メーターで家の水漏れを確認する方法

- (1) 水道の蛇口を全部閉めます。
- (2) 水道メーターボックス内にある丸いふたを開けて下さい。
- (3) 右図の水道メーターの銀色のパイロットを確認して下さい。

少しでも回転していると、水漏れの可能性があります。

ただし、貯水タンク等を設置している場合、この方法で確認できないことがあります。



※水漏れしている場合は、「銚田市指定給水装置工事事業者」に修理を依頼して下さい。（自己負担）